

**令和6年度 福岡地方最低賃金審議会**  
**第2回福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業**  
**最低賃金専門部会**

**資料目次**

- 資料 1 令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況(製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業)
- 資料 2 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書(製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業：労働者代表意見)
- 資料 3 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書(製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業：使用者代表意見)



## 令和6年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出 ケース		適用 労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B)／(A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C-D)	差額率 (C)／(D)
			労働 協約	公正 競争							
令和6年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼 圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連 合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,290 人	3,165 人	50.3%	<b>1,326 円</b>	1,053 円	273 円	125.9%
令和6年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報開 連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志	○		17,770 人	9,990 人	56.2%	<b>1,117 円</b>	1,019 円	98 円	109.6%
令和6年6月26日	福岡県輸送用機械器具製 造業	自動車総連福岡地方協議 会 議長 中野 敬介	○		26,860 人	14,823 人	55.2%	<b>1,117 円</b>	1,029 円	88 円	108.6%
令和6年6月26日	福岡県百貨店、総合スー パー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		13,200 人	8,359 人	63.3%	<b>1,005円</b>	945円	60円	106.3%
令和6年7月1日	福岡県自動車(新車)小売 業	自動車総連福岡地方協議 会 販売部門連絡会 委員長 吉武 和也	○		9,780 人	6,570 人	67.2%	<b>1,070 円</b>	1,028 円	42 円	104.1%

※「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第2位を四捨五入



## 令和6年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

令和6年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合	令和6年4月19日	3,165 名	¥1,326	¥1,131	¥1,104
合計			3,165 名	<b>¥1,326</b>	¥1,131	¥1,104



2024年6月17日

福岡労働局長 小野寺 徳子 殿

日本 [REDACTED] 組合連合会

福岡 [REDACTED] 増田隆 [REDACTED]

### 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

#### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、鉄鋼業（高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業）を営む使用者に使用される労働者6,290名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

最賃の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

- ・ 労働協約上の賃金の最も低い額＝1,326円/時間額
- ・ 改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額＝1,053円/時間

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 最低賃金の金額改正に関する決議文
- (3) 申請代表者に対する委任状
- (4) 福岡県における鉄鋼業の事業所数と労働者の概要







2024年6月17日

日本 [redacted] 組合連合会

福岡 [redacted] 増田隆 [redacted]

## 福岡県「鉄鋼業」最低賃金金額改正に伴う労働者総数

1. 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業適用労働者数  
(高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼および圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業)  
6,290名(2023年12月調査)
2. 福岡県「鉄鋼業」最低賃金金額改正に対する合意者内訳  
最低賃金協定 1組合 3,165名(50.3%)



## 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書

- 1 業種別 製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
- 2 団体（会社の名称）  
所在地  
  
電話
- 3 意見発表者の職・氏名
- 4 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見
  - ① 改正決定の必要性 有
  - ② 理由・背景等

産業別最低賃金の改正に取り組むにあたり、私たち鉄鋼産業は、わが国の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあります。そのリーディング産業に相応しい優秀な人材を確保する上で、産業別最低賃金の引き上げは、未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることにつながる極めて重要な取り組みであると受け止めています。

また、鉄鋼労使は、これまでも我々の産業・企業の発展に向けた取り組みとして、競争力強化を阻害する要因となるエネルギー問題等、ものづくり産業を取り巻く課題への対応や産業空洞化防止のため、業界団体と連携をはかり、政府や省庁に対して各種の要請行動を展開してまいりました。

こうしたなか、今年の最低賃金の動向としては、産業別最低賃金の改正に先立って決まる地域別最低賃金改正の目安審議において、A～Cランク50円との目安が示され、その後、福岡県最低賃金額の審議が行われた結果、8月9日に51円の引き上げ額が示されました。これは、足下における生活必需品等の価格上昇ならびに今年の賃上げの成果等も踏まえられたうえでの過去最高の金額改正に繋がったものと受け止めています。

今後においては、特定最低賃金に関する協議が始まりますが、私たち鉄鋼産業を取り巻く環境は、自動車分野など半導体の供給難の解消などによって需要の回復を見せていた昨年と比較すると減少傾向にあることや、建設分野においても大型物件を中心に底堅いものの、建設コスト上昇などによって住宅の需要が弱いと見通されているなど、引き続き、国内外の経済動向と合わせて鋼材需要の変化にも十分注視していく必要があります。

また、急激な円安に伴う主原料価格の高騰や鉄鋼業の構造課題への対応に加え「ゼロカーボンスチール」の実現に向けた研究開発・設備投資費用の負担といった将来的な課題があることも事実です。

こうした環境の中、グローバル競争下で、他国の鉄鋼業に伍していくためには、サプライチェーンを含めた日本鉄鋼業全体の底上げが必要であり、鉄鋼業が衰退することとなれば、日本のものづくり産業の崩壊、ひいては日本経済の破綻につながりかねません。

その対策の一環として、超少子高齢化・人口減少社会において生産年齢人口が減少するなかで、優秀な人材の確保が欠かせないことから、鉄鋼産業で働く者全てにおいて賃金水準を向上させ産業・企業の魅力を高めていく必要があります。

続いて、鉄鋼産業の職場実態について触れますが、他産業に比べて専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となります。また、高熱重筋職場とも呼ばれ、特に今年のように猛暑日が続くなかには一般的な作業環境とは異なり、言わば特殊な環境での作業を余儀なくされています。こうした専門性が高く厳しい作業環境のなかで懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、魅力的な賃金水準を示すことが必要です。

今後、鉄鋼産業・企業を発展させていくためには、前述した様々な課題に対し、議論を重ねていくことが必要不可欠であり、その課題の一つである産業別最低賃金において議論することは極めて重要です。したがって、産業別最低賃金の改正にあたっては「改正の必要性有り」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、真摯に協議する必要があるものと考えます。

最後に、使用者側・公益側委員の皆様におかれましては、日夜、「安全第一」に細心の注意を払いながら高熱重筋職場で働く鉄鋼労働者、特に中小の未組織労働者の賃金実態を十分に認識され、福岡県製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金の引き上げの「必要性有り」について、最大限のご理解とご英断をお願い致します。

以上

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1. 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表者意見

2. 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

輸送用機械器具製造業

百貨店、総合スーパー

自動車(新車)小売業

3. 業種(事業内容) : 製鉄業

4. 特定最低賃金の改正決定の有無に関する意見

①改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

②理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1)はじめに

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2024年度地域別最低賃金の改訂に向けた引上げ額の目安を全国平均で50円とすることを決めた。これは昨年度の43円を上回り、4年連続で過去最大を更新するものとなった。

2)鉄鋼業界を取巻く状況

日本鉄鋼連盟は、2023年度の国内粗鋼生産量が前年度に比べ1.1%減の約8,682万8千トンと発表した。減少は2年連続で、資材高騰や工期の遅れで建設向けが低迷したほか、中国の景気減速により外需も振るわなかったためとしている。

また、同連盟の2024年度の鉄鋼需要見通しは、前年度比で横ばいと見ているが、足元発表された6月の粗鋼生産量は、702.2万トンと前月比2.0%減、前年同月比4.2%減となっている。

先行きとして当面の経済および鉄鋼需要は、地政学リスクや中国経済の低迷長期化とそれに伴う鉄鋼需給バランスの悪化など下振れ要因を孕んでいる中、慎重に動向を注視する必要がある。

3)特定最低賃金の改正の必要性

少子高齢化による生産年齢人口の減少が予測されている中、労働力確保という面において、より多くの優秀な人材を採用すると共に、離職による人材流出を防止することが多くの企業の重要課題となっており、今年の春闘では、物価高への対応のみならず、労働力確保に向けた「人への投資」として高水準の賃金改善(賃上げ)が実現した。

これに波及する形で、2024年度の地域別最低賃金の改訂に向けた引上げ額の目安は、全国平均50円に決定したと考えられるが、高熱重筋作業や交代勤務といった厳しい労働条件のもと勤務する者が多い鉄鋼業の特定最低賃金においても、他業種との時給格差の必要性は認識しており、特定最低賃金の改正は必要と考える。

一方で、今年春闘の結果を見ると、経団連調べの大手企業を中心とした賃上げ率は5.58%であったのに対し、日本商工会議所調べの中小企業の賃上げ率では3.62%との集計結果が発表されており、大企業と中小企業間で格差があることも配慮すべきである。

鉄鋼業は裾野が広い産業であることから鑑みても、支払い能力を超えた過度な引き上げにより倒産や廃業を招き、地域の雇用が失われることに繋がることのないよう取り扱う必要があると考える。

以上のとおり、特定最低賃金の引上げ可否およびその額について、労働者側の委員様ならびに公益代表委員様と十分な議論のうえ、慎重に決定したいと考えます。

以上